



控

令和 6 年 5 月 27 日

審査請求人意見書の提出について

札幌国税不服審判所

担当審判官 齋藤文泰 殿

審査請求人

(住所・所在地) 〒 006 — 0053

札幌市中央区南三条東1丁目4-2

(ふりがな) (ふあーいーすといーていんぐかぶしきかいしキ)

(氏名・名称) FAREASTEATING 株式会社

(法人の場合、代表者の住所) 〒 060 — 0034

札幌市西区西野四条5丁目10-5

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)

(この せいま)

古野生真

代理人

(住所・所在地) 〒 460 — 0008

名古屋市中区栄1丁目13番2号

愛織第2ビル2F

(ふりがな) (せいりしほうじん いんぱくと)

(氏名・名称) 税理士法人 I m p a c t

原処分序意見書

参加人意見書

原処分序回答書

参加人回答書

積明書面

平成 6 年 4 月 17 日付の

に対する意見書を提出します。

原処分庁の意見書に対する意見（2－1）

1 証拠データ及び証拠書類等の提出状況

審査請求人は、令和6年3月26日付で提出した反論書2(1)口において、令和4年11月から令和5年2月の期間において、審査請求人から原処分調査担当者に対して膨大な証拠データ及び証拠書類等（以下「証拠データ等」という。）の提出をしていました。

令和4年11月から令和5年3月の期間における証拠データ等の提出状況と税務調査の対応状況については、ひかり税理士法人の担当者横山純一（以下「横山氏」という。）作成の「FAREASTEATING 株式会社他調査過程（R4.11.8～R5.4.18）」（証拠説明書1参照）に取りまとめられており、当該期間における原処分庁に対する横山氏の対応状況の詳細と提出資料及びデータについては、証拠説明書3～17のとおりです。

また、審査請求人は、令和6年3月26日付で提出した反論書2(1)ハにおいて、令和5年4月から令和5年6月の期間において、審査請求人から原処分調査担当者に対して、令和5年4月以前に未提出であった証拠データ等を追加提出するとともに、令和4年11月～5年3月に提出済みの証拠データ等に関して、原処分庁の解釈や判断が事実と間違っている点や漏れている点の検討資料（以下「証拠データ等の検討資料」という。）を提出していることを指摘しました。

令和5年4月から令和5年6月の期間において、追加提出した証拠データ等の提出状況、証拠データ等の検討資料の提出状況及び税務調査の対応状況については、税理士法人 Impact 作成の「コノヨシグループ事案調査経過（R5.3.30～R5.6.29）」（証拠説明書2参照）に取りまとめられており、当該期間における原処分庁に対する税理士法人 Impact の提出資料及びデータについては、証拠説明書25～31及び33～36のとおりです。

（注）原処分庁調査担当者への提出日について、参考として右欄に記載。

2 証拠データ等及び証拠データ等の検討資料から見た審査請求人の法人税の申告所得金額に対する要加減算項目

証拠データ等及び証拠データ等の検討資料について、令和6年5月27日付証拠説明書に添付して提出しましたが、当該証拠データ等に関して原処分庁の判断が明らかに誤っている点について証拠データ等ごとに具体的に説明します。

なお、当該証拠データ等を基に、不明点に関する審査請求人の説明を踏まえて、適切に審査請求人の調査対象期間に係る法人税の申告所得金額に対する要加減算項目を整理すると、令和5年12月19日付証拠説明書1「R5.6.29 税理士法人 Impact 作成の㈱FAREASTEATING 問題事項一覧」（以下「FAR社問題事項一覧」という。）及び同日付証拠説明書2「R5.6.29 税理士法人 Impact 作成の㈱terroir sapporo 問題事項一覧」等のとおりとなり、審査請求人はこれに基づいて、同日付証拠説明書6「修正申告書」を令和5年6月29日に適法に提出しています。

当該証拠データ等が、FAR社問題事項一覧のどこに反映し、審査請求人の修正申

告書のどの加減算金額となっているかについて以下に説明します。

(1) 簿外現金出納帳 (Excel データ) (証拠説明書 9 参照)、簿外現金出納帳の検討表 (証拠説明書 25 参照)、簿外現金出納帳の検討表カラー刷り (証拠説明書 30 参照)

簿外現金出納帳には、洋食コノヨシ北 18 条本店、洋食コノヨシ南 12 条店及び炭火肉焼き倉庫 CONOYOSHI 店の売上除外金額が、過去 7 年以上の期間、日ごとに記載されているほか、その資金使途として以下の内容が克明に記載されていました。

- ①簿外に取得した建物付属設備の金額及び支出先
- ②簿外に取得した機械の金額及び支出先
- ③F C 店経営者に対する簿外の貸付金
- ④代表者古野に対する簿外給与
- ⑤大丸店、セントラルキッチン、炭火店ほかの簿外給与
- ⑥南 12 店・吉本に対する簿外利益の分配
- ⑦簿外仕入、簿外経費等

簿外現金出納帳は、審査請求人に対する税務調査における最重要のものと認められ、審査請求人が中心となって運営している洋食店グループ・コノヨシグループ（以下「コノヨシグループ」という。）の簿外資金の入出金を克明に記した言わば「虎の巻」とも言える物的証拠データと認められます。

簿外現金出納帳から確認できる入出金のうち、審査請求人に帰属すると認められるものは、F A R 社問題事項一覧のうち以下のとおりです。

イ 損益科目

- NO. 1 売上（簿外出納分）
- NO. 2 売上（セントラル売上）のうち「おせち」売上
- NO. 4 売上（業務委託売上）
- NO. 5, 6 及び 7 売上（出向）
- NO. 21 給与手当 1
- NO. 22 給与手当 2
- NO. 23 給与手当 3
- NO. 31 支払手数料 1
- NO. 32 支払手数料 2
- NO. 33 外注費

ロ 貸借科目

- NO. 37 現金
- NO. 38 現金（F C 預け金）
- NO. 39 建物付属設備
- NO. 40 工具器具備品
- NO. 41 権利金
- NO. 46 F C 未収入金（白石、清田）
- NO. 47 F C 未収入金（石山）

なお、審査請求人は、炭火倉庫店の経営、セントラルキッチンの運営等のほか、コノヨシグループ全体の統括法人として広告宣伝、求人募集、F C事業展開、会計処理及び事務処理を担っていることから、簿外現金出納帳記載事項の内容を基に、グループの取引実態に合わせて、簿外入金と簿外支出に関して、損益科目の帰属と貸借科目の帰属を判断したものです。

- (2) 簿外給与の賃金台帳（証拠説明書 10 参照）、「2.9 宿題」と左上に記載のある資料（証拠説明書 8 参照）、従業員の雇用形態・勤務先等が記載された表（証拠説明書 34 参照）及びスタッフ雇用形態・勤務先（証拠説明書 35 参照）

社会保険労務士法人ホームランが作成した株式会社 terroir sapporo（以下「ter社」という。）の全従業員の賃金台帳であり、賃金台帳に記載されている賃金の一部が簿外支給されている証拠書類の一つと認められます。

コノヨシグループにおいては、所属する従業員のうち社会保険に加入する者は全員、ter社で雇用・給与支給し、社会保険加入の手続を行っていますが、実際の所属従事場所は以下のとおりであり、審査請求人においてter社所属の従業員により人的役務の提供を受けている金額について、ter社に対して出向料の計上が必要であることが判明します。

イ 審査請求人経営店舗等

- ①炭火肉焼き倉庫 CONO YO SHI 店
- ②デザイン事務所
- ③セントラルキッチン
- ④洋食コノヨシ丸井今井店
- ⑤肉総菜コノヨシ別亭札幌三越店
- ⑥洋食コノヨシ大丸札幌店

ロ ter社経営店舗

- ⑦洋食コノヨシ北 18 条本店

ハ 吉本敦経営店舗

- ⑧洋食コノヨシ南 12 条店

審査請求人は、原処分庁から指示されて、「2.9 宿題」と左上に記載のある資料を提出し、審査請求人においてter社所属の従業員により人的役務の提供を受けている金額について説明しています。

terroir 賃金台帳から確認できる簿外給与のうち、審査請求人経営店舗等に従事している者であることから、審査請求人からter社に対する出向料の計上が必要と認められるものは、F A R社問題事項一覧のうち以下のとおりです。

イ 損益科目

NO. 18 出向手当

NO. 19 出向手当 1 通勤手当

ロ 貸借科目

NO. 45 terroir 勘定

(3) 簿外アルバイト（社会保険未加入者）給与の支給 Excel データ（証拠説明書 29 参照）、アルバイトの所属先一覧（証拠説明書 31 参照）及び「5/26 札中へ提出」と左上に記載のある資料他（証拠説明書 33 参照）

簿外現金出納帳に記載されている簿外資金から支出した現金のうち、簿外アルバイト（社会保険未加入者）給与として支給された者に関する各月ごとの支給明細であり、審査請求人の給与として計上が必要な金額が判明します。

また、簿外アルバイト（社会保険未加入者）給与の受給者のうち、洋食コノヨシ北 18 条本店（t e r 社経営）及び洋食コノヨシ南 12 条店（吉本敦経営）に所属している者については、それぞれ t e r 社及び吉本敦に対して、出向売上を計上する必要のあることが判明します。

簿外アルバイト（社会保険未加入者）給与の支給明細から確認できる簿外給与のうち、審査請求人経営店舗等に従事している者であることから、審査請求人の給与の計上が必要と認められるものは、F A R 社問題事項一覧のうち以下のとおりです。

また、t e r 社及び吉本敦に対して、出向売上を計上する必要と認められるものは、F A R 社問題事項一覧のうち以下のとおりです。

イ 損益科目

NO. 21 給与手当 1

NO. 22 給与手当 2

NO. 23 給与手当 3

NO. 5 売上（出向）

NO. 6 売上（出向）

NO. 7 売上（出向）

ロ 貸借科目

NO. 44 南 12 勘定

NO. 45 terroior 勘定

(4) テロワール現金仕訳_仕訳日記帳（証拠説明書 12 参照）、コノヨシ簿外仕入れ（証拠説明書 13 参照）、仕入及び経費の減算処理に関する検討資料データ（証拠説明書 36 参照）

審査請求人の元々の関与税理士・ひかり税理士法人の横山氏が、審査請求人代表者と相談して、ひかり税理士法人の会計ソフトを操作して、コノヨシグループ各店舗において仕入及び各経費を不正に減算処理していた状況を説明するために提出した資料です。

横山氏は、審査請求人がコノヨシグループ各店舗において売上除外を多額に行っていたことを黙認していたことから、審査請求人代表者と相談の上、大赤字の決算にならないように、決算の直前に、コノヨシグループ各店舗において仕入及び各経費について、帳尻が合う程度に減算処理して現金や代表者借入金等の貸借科目に訂正処理していました。

審査請求人、t e r 社及び吉本敦の仕訳日記帳データ（仕訳日記帳等の会計データ：証拠説明書 11 参照）を同様の見方で検証すると、審査請求人、t e r 社及び吉

本敦の決算において、横山氏が、ひかり税理士法人の会計ソフトを操作して仕入及び各経費を不正に減算処理していたことが判明します。

審査請求人の仕訳日記帳データから確認できる審査請求人の簿外経費については、F A R社問題事項一覧のうち以下のとおりです。

イ 損益科目

NO. 29 その他経費